

新発田市「事業継続支援助成金」FAQ

目次

【制度について】(2 ページ)

- Q : 助成金の対象者は誰ですか？
- Q : 助成額はいくらですか？
- Q : 売上減少の対象期間はいつですか？
- Q : 国の持続化給付金と重複して申請することはできますか？

【申請について】(3 ページ)

- Q : 申請方法は？
- Q : 申請に必要な書類は？
- Q : いつ支給されますか？
- Q : 確定申告は白色で行ったが、月ごとの売上の書き方は？
- Q : 申請の受付期間はいつまでですか？
- Q : 申請書類はどこにありますか？
- Q : 申請者と口座名義人が異なっても大丈夫ですか？

【対象事業者について】(4 ページ)

- Q : 今年創業した場合は対象になりますか？
- Q : 令和2年6月までに売上が50%以上減少した月がありますが、対象になりますか？
- Q : 会社以外の法人（医療法人、NPO法人等）も対象になりますか？
- Q : 店舗等が新発田市内にあり、本店（本社）が新発田市外にある場合は対象となりますか？
- Q : 新発田市内に複数事業所がある場合、複数回申請できますか？

【制度について】

Q：助成金の対象者は誰ですか？

A：以下の全てを満たす方が対象となります。

- ①市内に本社又は本店がある従業員 5 人以下（非正規除く）の法人及び個人事業主
- ②新潟県の第 1 期休業要請（※1）の対象外業種
- ③今年 4 月～6 月の売上減少率が前年同月比 5%超 50%未満

（※1）新潟県が令和 2 年 4 月 21 日に発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に記載のされた施設のうち、4 月 24 日（金）～5 月 6 日（水）までの間、実際に休業要請や営業時間の短縮要請に応じていただいた施設がある事業者。

Q：助成額はいくらですか？

A：一律で 5 万円となります。

Q：売上減少の対象期間はいつですか？

A：2020 年 4 月から 6 月までの期間を対象としております。

Q：国の持続化給付金と重複して申請することはできますか？

A：令和 2 年 7 月 1 日時点で国の持続化給付金の対象となる場合（令和 2 年 1 月～6 月までのいずれかの月の事業収入が、比較対象となる事業収入と比べ 50%以上減少している場合）は、重複しての申請はできません。ただし、7 月以降に事業収入が 50%以上減少した場合は、重複してご利用が可能です。

【申請について】

Q：申請方法は？

A：申請は令和2年8月17日から受付開始となります。郵送による申請、又は事業者支援総合相談窓口（新発田市役所別館3F）への直接申請の2種類となっております。ただし、感染症拡大防止の為、可能な限り郵送による申請をお願いいたします。

《郵送先》

〒957-8686

新発田市中央町 3-3-3

商工振興課 事業継続支援 担当 まで

Q：申請に必要な書類は？

A：①申請書兼請求書

②昨年度の確定申告書の写し

- ・青色の場合：確定申告書第一表、所得税青色申告決算書2枚
- ・白色の場合：確定申告書第一表のみ

③振込先口座通帳の写し

以上、3点となります。

Q：いつから支給されますか？

A：申請受付後、約4週間前後での支給を予定しております。

Q：確定申告は白色で行ったが、月ごとの売上の書き方は？

A：白色で確定申告を行った方は、年間の売上を12で割って月平均の売上を算出し、その額と今年度の4月～6月の各月の売上を比較してください。

Q : 申請の受付期間はいつまでですか？

A : 令和 2 年 8 月 17 日（月）から 9 月 30 日（水）までです。

Q : 申請書類はどこにありますか？

A : 以下の場所で配布をしております。また、ホームページからダウンロードすることができます。

- ・新発田市役所 6 階 商工振興課
- ・新発田市役所 別館 3 階 事業者総合相談窓口

Q : 申請者と口座名義人が異なっても大丈夫ですか？

A : 振込先口座は申請者（法人、代表者）名義である必要があります。

【対象事業者について】

Q : 今年創業した場合は対象になりますか？

A : 国の基準と同様、令和 2 年 3 月 31 日までに創業した場合、対象となります。

Q : 令和 2 年 6 月までの間に売上が 50%以上減少した月がありますが、対象になりますか？

A : 令和 2 年 1 月以降、ひと月でも 50%以上減少した月があれば対象にはなりません。その場合は国の持続化給付金の申請ができます。

Q : 会社以外の法人（医療法人、NPO 法人等）も対象になりますか？

A : 支給要件を満たしていれば、対象となります。

Q : 店舗等が新発田市内にあり、本店（本社）が新発田市外にある場合は対象となりますか？

A : 本店（本社）等主たる事務所が新発田市にない場合は対象となりません。

Q : 新発田市内に複数事業所がある場合、複数回申請できますか？

A : 法人・個人事業者ともに、同一事業者への支給は一度限りとなります。